

**北海道立市民活動促進センター指定管理業務
現地説明会資料**

令和元年(2019年)10月

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

北海道（以下「道」という。）は、北海道立市民活動促進センター（以下「センター」という。）を効果的かつ効率的に管理するため、北海道市民活動促進条例（平成13年3月30日北海道条例第5号）第18条に規定する指定管理者を、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号）第2条の規定に基づき、公募します。

本施設の指定管理者の業務内容については、公募要項によりますが、概要は次のとおりであります。

1 申請資格

申請者は申請日において、次の資格を有している必要があります。

- (1) 道内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であること（団体を構成員とする連合体（以下、「コンソーシアム」という。）にあっては、全ての構成員が、道内に事業所又は事務所を有すること）。
- (2) 道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資または出捐を受けていないこと。

2 指定期間

令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)年3月31日まで（5年間）

3 負担金

指定期間である5年間で143,950,000円を限度とし負担します。

なお、各年度ごとに支払うものとし、支払い方法は年4回を予定。

支払時期・金額については、選定後に協議します。

4 今後のスケジュール

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ・ 質問の受付終了 | 令和元年(2019年)11月6日(水) |
| ・ 質問の回答 | 令和元年(2019年)11月13日(水)頃 |
| ・ 申請期間の終了 | 令和元年(2019年)12月9日(月) |
| ・ 第2回選定委員会 | 令和元年(2019年)12月中 |
| ・ 選定結果の連絡 | 令和2年(2020年)1月 |
| ・ 現受託団体との引継 | 令和2年(2020年)2月～3月 |
| ・ 協定の締結 | 令和2年(2020年)3月下旬 |
| ・ 新指定管理者による管理の開始 | 令和2年(2020年)4月1日(水) |

5 センターの概要

(1) 施設概要

ア 所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2. 7 (道立道民活動センタービル) 8階、地下1階
イ 設置目的	道民による市民活動を総合的に推進する。
ウ 開館時間及び 休館日	[開館時間] <ul style="list-style-type: none"> • 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 →午前9時から午後6時まで • 上に掲げる日以外の日 →午前9時から午後9時まで [休館日] <ul style="list-style-type: none"> • 12月29日から翌年の1月3日まで
エ 施設内容	
①使用面積	221.54 m ² (8階) 交流コーナー、情報コーナー等 206.04m ² (地下1階) 作業室 15.5m ²
②施設	<ul style="list-style-type: none"> • 交流コーナー (予約席：5箇所(30席)、フリー席：2箇所(10席)) • 情報コーナー(テーブル4台、書架等) • 受付 • 相談コーナー • 利用者用ロッカー2台 • 事務スペース等 • 作業室 ※地下1階 (紙折機1台、丁合機1台)

(2) 利用者数実績

施設	単位	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
全体(合計)	人	18,172	18,720	18,554
交流コーナー	人	12,593	13,197	13,820
情報コーナー	人	3,768	3,772	3,228
相談件数	人	172	188	161
作業室	人	1,289	1,175	1,019
講座等参加	人	350	388	326

6 管理運営経費の推移

(単位：千円、人)

		平成28年度 (2016年度) 決算	平成29年度 (2017年度) 決算	平成30年度 (2018年度) 決算	令和元年度 (2019年度) 予算	備 考
受益者 負担	利用料金	0	0	0	0	
	その他	854	784	712	960	印刷等実費負担金
	負担金	27,156	27,124	27,094	27,325	
	修繕費	0	0	0	0	
管理運 営経費	人件費	14,942	14,607	14,320	15,316	
	維持管理費	11,573	11,733	11,791	10,155	
	賃金	3,623	3,706	3,798	1,421	
	報償費	1,220	1,289	1,293	1,278	
	旅費交通費	901	896	848	1,086	
	消耗品費	1,075	1,178	1,020	1,622	
	印刷製本費	106	3	14	100	
	修繕料	0	0	0	50	
	備品購入費	0	0	0	0	
	通信運搬費	167	130	204	140	
	手数料	52	53	57	45	
	使用料	4,286	4,329	4,497	4,263	
	助成金	143	150	120	150	
	一般管理費	242	309	290	478	
消費税等	1,296	1,298	1,302	2,335		
職員 体制	常勤	3	3	3	3	
	非常勤・臨時職員	5	5	4	2	

7 実施事業の概要

(1) 施設の管理運営

ア 施設等の提供に関する業務

- ① 総合窓口（受付、利用案内、受付、苦情対応、利用指導等）
- ② 相談業務（相談員を配置して、中間支援組織等の相談受付・その他支援等を実施）
- ③ 施設の提供（交流コーナー、情報コーナー、作業室の提供（予約の受付含む））
- ④ 備品等貸出業務（ロッカー、複写機、機器等の貸出及び実費負担金の徴収）
- ⑤ 利用促進業務（施設を紹介するリーフレット等の作成及び配布）

イ 情報収集提供業務

- ① ホームページ、掲示板等による情報提供（事業実施業務、市民活動団体のイベント案内等）
- ② 市民活動団体情報提供システムの保守管理・運営等（NPO法人の事業報告書等のPDFファイル化・システム登録・内閣府ポータルサイトへの情報反映、登録団体の情報管理等）
- ③ 広報活動（市民活動団体の活動内容等の情報を収集し、広く道民に情報発信）
- ④ 協働に関する情報の収集、提供等（NPOと行政、企業との協働に関する情報の収集、提供等）
- ⑤ 利用者満足度調査の実施

ウ 事業実施業務

- ① 市民活動や協働の推進に関する講座等の開催
- ② 中間支援組織等の人材育成を図る研修会等の実施、ネットワークの形成
- ③ 市民活動を促進するための調査研究

エ 全道の道民に事業を提供するための環境整備（センター所在地（札幌市）近郊以外の道民も事業を享受できるような環境の整備）

オ 事故処理等（事故・災害発生時の応急措置、道・警察等への連絡等）

(2) 施設等の維持管理

ア 施設・設備等の管理

- ① 施設・設備等の点検、補修
- ② 施設・設備等の清掃

イ 供与物品等の管理（事務スペース、供与物品の維持管理・更新等）

ウ 安全管理（利用者の事故防止等）

(3) その他

上記（1）、（2）の業務に伴う財務、契約、記録管理、道への報告

市民活動団体情報提供システム業務内容

北海道立市民活動促進センター要求水準書第2の「5 業務の細目及び要求水準」の「◆管理運営業務」の2の「②市民活動団体情報提供システム」の主な業務内容は、次のとおりとする。

1 業務の目的

道内のNPO法人をはじめとする市民活動団体に関する情報を収集し広く活動内容等を公開することによって、団体間のネットワーク形成や道民の活動への参加促進に役立てるため、センターのホームページ内に開設している「北海道市民活動情報提供システム（以下「システム」という。）」の管理運営を行う。

2 運営業務の内容

(1) 道所轄（権限移譲市町村を除く）のNPO法人の事業報告書等のシステム登録

① NPO法人に係る「最新の定款及び過去5カ年分の事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）」をスキャニングし、PDFファイルを作成する。（事業報告書等は、平成29年（2018年）4月1日以降に開始する事業年度に関する書類から5年間分とし、それ以前に開始した事業年度に関する書類は3年間分とする。）

② 上記①で作成したPDFファイルをシステムにアップロードする。

<PDFファイルの規格>

解像度 200dpi×200dpi
画像タイプ 白黒
サイズ A4
セキュリティレベル 設定なし

(2) 道所轄（権限移譲市町村を含む）のNPO法人の各種登録情報の内閣府ポータルサイトへの反映

① システムに登録されているNPO法人の団体情報を CSV ファイルで出力し、内閣府ポータルサイトへアップロードする。

② システムに登録されている事業報告書等の PDF ファイルを出力し、内閣府ポータルサイトへアップロードする。

(3) システム登録団体の情報管理

① システムに情報を掲載する団体（NPO法人以外の任意団体を含む）のID、パスワードを管理する。

② システムに掲載される情報内容の確認を行う。

3 保守管理業務の内容

システムの安定稼働のため、保守管理を行い障害等に対応する。

4 業務実施のために必要な備品等

- ① サーバー等ネットワーク環境の整備
- ② バックアップ機器（外付けHDD等）
- ③ 上記2の（1）の①の作業に使用するスキャナ
- ④ セキュリティ関連ソフトウェア（SSL等一式）
- ⑤ パソコン

以上をリース等により整備し設置すること。

5 その他

上記のほか、システムの保守管理・運営にあたって、本業務処理要領に定めのない事項等については、道と協議すること。

北海道内における市町村別NPO法人数

市町村別		移譲分	市町村別		移譲分	市町村別		移譲分	市町村別		移譲分
札幌市			空知総合振興局管内			留萌振興局管内			日高振興局管内		
札幌市	34	0	24 岩見沢市	29	0	8 留萌市	17	0	7 日高町	3	0
石狩振興局管内			三笠市	3	0	増毛町	0	0	平取町	6	0
7 江別市	31	0	夕張市	5	0	小平町	0	0	新冠町	2	0
千歳市	19	0	美唄市	8	8	苫前町	1	1	浦河町	5	0
恵庭市	16	16	砂川市	8	0	羽幌町	2	0	様似町	0	0
北広島市	36	35	歌志内市	0	0	初山別村	1	0	えりも町	0	0
石狩市	30	27	滝川市	10	0	遠別町	2	0	日高管内計	25	9
当別町	11	10	深川市	11	10	天塩町	1	0	十勝総合振興局管内		
新篠津村	1	1	赤平市	4	0	留萌管内計	24	1	19 帯広市	64	0
石狩管内計	144	89	芦別市	5	0	宗谷総合振興局管内			音更町	7	0
渡島総合振興局管内			南幌町	1	1	10 稚内市	11	11	士幌町	2	0
11 函館市	93	0	奈井江町	2	0	猿払村	0	0	上士幌町	4	0
松前町	2	2	上砂川町	0	0	浜頓別町	1	0	鹿追町	5	5
福島町	0	0	由仁町	1	1	中頓別町	1	0	新得町	4	0
知内町	0	0	長沼町	3	0	枝幸町	2	0	清水町	5	5
木古内町	0	0	栗山町	8	7	豊富町	4	0	芽室町	6	6
北斗市	6	0	月形町	1	0	礼文町	1	0	中札内村	1	0
七飯町	9	0	浦臼町	0	0	利尻町	2	2	更別村	1	0
鹿部町	0	0	新十津川町	3	0	利尻富士町	1	1	大樹町	1	0
森町	4	3	妹背牛町	1	0	幌延町	0	0	広尾町	1	1
八雲町	3	3	秩父別町	3	0	宗谷管内計	23	14	幕別町	8	8
長万部町	3	0	雨竜町	0	0	オホーツク総合振興局管内			池田町	4	0
渡島管内計	120	8	北竜町	3	0	18 網走市	20	0	豊頃町	1	0
檜山振興局管内			沼田町	0	0	北見市	32	0	本別町	6	0
7 江差町	3	0	空知管内計	109	27	紋別市	13	0	足寄町	5	0
上ノ国町	2	0	上川総合振興局管内			美幌町	6	0	陸別町	1	0
厚沢部町	1	0	23 旭川市	102	99	津別町	4	0	浦幌町	5	5
乙部町	2	0	士別市	4	0	斜里町	6	0	十勝管内計	131	30
奥尻町	0	0	名寄市	7	0	清里町	1	0	釧路総合振興局管内		
せたな町	2	2	富良野市	10	0	小清水町	1	0	8 釧路市	44	0
今金町	3	3	鷹栖町	6	0	訓子府町	2	0	釧路町	6	0
檜山管内計	13	5	東神楽町	2	0	置戸町	3	0	厚岸町	4	0
後志総合振興局管内			当麻町	2	0	佐呂間町	1	0	浜中町	5	0
20 倶知安町	8	8	比布町	2	0	遠軽町	9	9	標茶町	4	0
小樽市	36	0	愛別町	1	0	湧別町	2	0	弟子屈町	3	0
島牧村	0	0	上川町	3	0	滝上町	2	0	鶴居村	5	0
寿都町	0	0	東川町	7	7	興部町	2	0	白糠町	4	0
黒松内町	2	0	美瑛町	9	7	西興部村	1	0	釧路管内計	75	0
蘭越町	2	2	上富良野町	3	3	雄武町	2	0	根室振興局管内		
ニセコ町	7	7	中富良野町	1	0	ホーツク管内計	108	9	5 根室市	2	2
真狩村	1	0	南富良野町	2	0	胆振総合振興局管内			別海町	2	0
留寿都村	1	0	占冠村	1	0	11 室蘭市	28	0	中標津町	6	0
喜茂別町	1	0	和寒町	1	0	苫小牧市	41	41	標津町	4	4
京極町	2	0	剣淵町	1	0	登別市	11	0	羅臼町	4	0
共和町	1	1	下川町	6	6	伊達市	21	0	根室管内計	18	6
岩内町	4	4	美深町	3	0	伊達市	21	0	認証団体合計		
泊村	0	0	音威子府村	1	0	豊浦町	2	0	1,212 法人		
神恵内村	1	0	中川町	2	0	洞爺湖町	3	0	市町村数		
積丹町	0	0	幌加内町	3	0	壮瞥町	7	0	179 市町村		
古平町	2	0	上川管内計	179	122	白老町	7	0	うち法人のある市町村数		
仁木町	1	0	権限移譲 44市町村			安平町	5	0	159 市町村		
余市町	10	0	383 法人			厚真町	2	0	うち法人のない市町村数		
赤井川村	1	0				むかわ町	2	0	20 市町村		
後志管内計	80	22				胆振管内計	129	41			